

お見舞金申請時 必要書類一覧

内容	サービス区分	お支払要件	お見舞金請求に必要なもの	対象機器	お見舞金	利用回数制限
基本サービス	故障見舞金	Toppa!に付随関連して、対象端末に故障が発生した場合	【一部損（修理可能）】 ・当社の指定する 事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理に際してメーカー・店舗等が発行したリペアレポートなど、一部故障を証明できるもの ・修理費用がわかる領収書 ・損害状況・損害品の写真	ルーター モバイルゲーム機 音楽プレーヤー	1万円	年1回まで
			【全損（修理不能）】 ・当社の指定する 事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー・店舗等のリペアレポートなど、修理不能を証明できるもの ・交換・新規購入した際の領収書 ・対象端末に代わる端末（対象端末と同種の機器）を新規購入をしたことが証明できるもの（メーカー保証書・携帯契約書 など） ・損害状況・損害品の写真	パソコン スマートフォン タブレット端末	一部故障：1万円 全損：5万円	
追加サービス	故障お見舞金（追加オプション）	同上 ※追加オプション1件について 1台分の故障お見舞金の追加が可能です。	同上	同上	同上	同上
	故障お見舞金 Wサポート	①機器故障 機器（PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機、音楽プレーヤー）が故障した場合 ②不正利用 機器を不正利用され、損害が出た場合	【故障】 ・当社の指定する 事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理に際してメーカー・店舗等が発行したリペアレポートなど、一部故障を証明できるもの ・修理費用がわかる領収書 ・損害状況・損害品の写真 【不正利用】 ・当社の指定する 事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・不正利用であることが証明できる利用明細 ・決済した証明（預金通帳コピーやオンラインバンキング取引明細の打ち出し原本など）	-	①機器トラブル 外装破損 3,150円 水濡全損 5,250円 ②不正利用 5,250円	いずれか一のお見舞金 年1回まで
	ネット情報漏えいお見舞金	①インターネット会員サイト等に登録した個人情報が流出したことにより、クレジットカードが不正に利用された場合 ②フィッシング詐欺によりクレジットカードの不正利用、口座からの不正引出等の金銭的損害を受けた場合	・事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・不正利用であることを証明する利用明細（原本） ・不正使用であることの証明（カード運営会社・銀行からの照会等） ・決済した証明（預金通帳コピーやオンラインバンキング取引明細の打ち出し原本など）	-	1万円	年1回まで
	ウイルス感染お見舞金	補償対象者が日本国内で所有・使用・管理する パーソナルコンピュータまたは携帯電話がコンピュータ ウイルスに感染した場合。（専門業者による駆除を行った場合）	・事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・ウイルス駆除をした専門業者の領収書	-	1万円	年1回まで

・基本サービス及びオプションすべての利用により支払われるお見舞金上限額は、1年間（起算日は利用開始）につき 10万円です。

・「故障お見舞金（追加オプション）」のみ複数単位申し込みが可能です。